

3. 地域公共交通に関する会議と構成員に求められる役割

■ 地域公共交通に関する会議の種類と機能

現在、北海道内でも、多くの市町村が地域の公共交通のことについて話し合うための会議を設置しています。会議の形態は、法的な位置付けなどにより、幾つかの種類に分かれますが、公共交通によっていかにして地域課題の解決を図り、住民ニーズに即した住み良いまちにするか、そして公共交通をいかにして持続可能なものにしていくかなどをテーマに話し合われています。

地域で設置している会議は、そのための方針を掲げて、具体的な対策や計画などについて検討を重ねて協議を行い、内容を固めて承認を得る場になります。

法律に基づく検討組織		
	法定協議会	地域公共交通会議
目的	地域公共交通網形成計画を策定 計画実施主体となる	生活交通のあり方を審議 地域の交通計画を策定（任意）
根拠法	地域公共交通活性化再生法	道路運送法
協議会が 整った場合	形成計画の策定、同計画実施への許認可手続き簡素化、 地方債起債等の特例措置を受けることができる ※法令に基づく特例措置	コミュニティバス、乗合タクシーの許可等に関する特 例の適用を受けることができる ※審査基準における特例措置
対象モード	鉄道、軌道、バス、旅客船等	バス、自家用有償旅客運送
参加 メンバー	市町村、道、運輸局、交通事業者、住民利用者代表、 道路管理者、交通管理者	市町村、道、運輸局、交通事業者、交通事業者の運 転者組織、住民利用者代表、道路管理者、交通管理者 （主催者が必要と判断する場合）
参加是非	応諾義務あり	応諾義務なし
協議結果	協議会参加者の尊重義務あり	法律上規定なし
事業実施	行える	行えない